# 商工建設常任委員会会議録

令和3年4月28日

場 所 第5委員会室

#### 令和3年4月28日(水曜日)

### 午前10時0分開会

### 会議に付託された議案等

- ○その他報告事項
- ・第11次宮崎県職業能力開発計画の策定について
- ・宮崎県新広域道路交通計画 (素案) について
- ・細島港港湾計画の一部変更ついて

出席委員(8人)

委 員 長 日 髙 陽 副 委 員 長 太 田 清 海 委 員 坂 博 美 委 員 濵 砂 守 委 員 見 康 之 委 員 蒝 窪 辰 也 委 員 来 住 人 委 員 有 出 浩

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

労働委員会事務局

商工観光労働部

商工観光労働部長 横 山 浩 文 商工観光労働部次長 丸 山 裕太郎 企業立地推進局長 下 Щ 弘 観光経済交流局長 横 山 直 樹

商工政策課長 児 玉 経営金融支援室長 海 野 企業振興課長 串 間 食品・メディカル産業推進室長 萬 团 雇用労働政策課長 玉 兒 企業立地課長 衛 大 観光推進課長 飯 塚 スポーツランド推進室長 中 尾 オールみやざき営業課長 吉 田 工業技術センター所長 藤 Щ 食品開発センター所長 Щ 田 県立産業技術専門校長 有 村 眀

憲

也

治

直

実

樹

彦

史

隆

慶一郎

浩

由

俊

慎

洋

正

秀

雅

和

### 県土整備部

県土整備部長 西 田 員 敏 県土整備部次長 中 嶋 亮 (総括) 県土整備部次長 森 英 彦 (道路·河川·港湾担当) 県土整備部次長 原  $\Box$ 耕 治 (都市計画・建築担当) 高速道対策局長 松 新 廣 部参事兼管理課長 児 玉 憲 明 用地対策課長 伊  $\overline{\Box}$ 雅 広 技術企画課長 畑 仁 桑 正 工事検査課長 男 斉 藤 幸 道路建設課長 行 孝 加 道路保全課長 東 和 俊 河 Ш 課 長 小 牧 利 ダ ム対策 監 松 Ш 英 雄 砂 防 課 長 明 生 行 田 港 湾 課 튽 铪 木 宣 生 空港・ポート 浦 浩一郎 大 セールス対策監 都市計画課長 梅 下 利 幸 美しい宮崎づくり 黒 木 正 行 推 進 室 長

 建築住宅課長
 金子倫和

 営繕課長
 単山昌博

 設備室長日高誠

 高速道対策局次長伊福隆

事務局職員出席者

政策調査課主幹田 部 幸 信議事課主任主事牛ノ濵 晋 也

**〇日高委員長** ただいまから、商工建設常任委 員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてでありますが、 現在、お座りの席のとおり決定してよろしいで しょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇日高委員長** それでは、そのように決定いた します。

次に、本日の委員会の日程についてでありま す。

お手元に配付いたしました日程案のとおりで よろしいでしょうか。大丈夫ですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇日髙委員長** それでは、そのように決定いた します。

次に、委員会の運営方法についてでありますが、執行部の入替えの際には、委員長会議確認 事項のとおり、10分程度の休憩を設けることに 御異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇日高委員長** それでは、そのように決定いた します。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

**〇日髙委員長** それでは、委員会を再開いたします。

先般の臨時会におきまして、私ども8名が商工建設常任委員会の委員に選任されたところでございます。

私はこのたび、委員長に選任されました宮崎 市選出の日髙でございます。一言御挨拶を申し 上げます。

現在、皆さん御存じのとおり、コロナで大変厳しい状況にあります。県民の皆さんの心が疲弊している中、様々な問題が出てくる一年になるのではないかと思っております。しっかり対応していただくよう、私ども8名も全力で頑張ってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が、延岡市選出の太田副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、児湯郡選出の坂 口委員でございます。

小林市・西諸県郡選出の窪薗委員でございます。

西都市・西米良村選出の濵砂委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、都城市選 出の二見委員でございます。

同じく都城市選出の来住委員でございます。 宮崎市選出の有岡委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の牛ノ濵主任主事でございます。

副書記の田部主幹でございます。

次に、事務局長の御挨拶、幹部職員の紹介並 びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

**〇久保労働委員会事務局長** おはようございま

す。労働委員会事務局長の久保でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。

日髙委員長をはじめ、委員の皆様には、労働 委員会の業務につきまして日頃から御理解をい ただいておりまして、厚くお礼を申し上げます。

委員長のお話にもございましたとおり、コロナ禍でいろんな問題が出てこようかと思います。 私どもといたしましても、今後とも労使紛争を解決する専門機関といたしまして、職員一同精いっぱい頑張ってまいりたいと思いますので、引き続きの御指導のほどよろしくお願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。 まず、幹部職員の紹介をさせていただきます。 お手元の常任委員会資料の1ページをお開き ください。

名簿に記載しておりますが、私の右に座って おります調整審査課長の多田昌志でございます。 よろしくお願いいたします。

次に、資料の2ページを御覧ください。

1の労働委員会の構成であります。

労働委員会は、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者から構成される合議制の執行機関でございまして、委員の数は、公・労・使それぞれ5名ずつの計15名となっております。

委員の任命方法でありますが、労働者委員は 労働組合からの推薦人、使用者委員は使用者団 体からの推薦に基づいて、また公益委員は労働 者委員と使用者委員の同意を得て、いずれも知 事が任命することとなっております。

任期は2年となっておりまして、現在の委員につきましては、ここに記載の名簿のとおりでございまして、今年の8月19日までがその任期となっております。

なお、労働者委員のうち、お一人が今年の3

月末で辞任されたために労働者委員は現在4名 となっておりますが、次の委員改選まで5か月 弱と期間が短いため、後任は選任されていない 状況でございます。

次に、3ページをお開きください。

2の事務局であります。労働委員会事務局は、 1課1担当で9名の体制となっております。

3の令和3年度予算が1億388万4,000円で、 そのうち職員費が7,132万4,000円、委員会運営 費が3,256万円となっております。

右側の4ページを御覧ください。

4の業務概要についてです。(1)の主な業務 内容にありますとおり、労働委員会は、労働組 合法や労働関係調整法などの法律に基づきまし て、主に①から③の業務を行っております。

まず、①の不当労働行為の審査であります。

これは労働組合等から、使用者側の不利益取扱いや団体交渉拒否などといった不当労働行為に対する救済申立てがあった場合に、調査や審問を行い、救済命令などを発するものでございます。

次に、②の労使紛争解決のあっせん等であり ます。

- (ア)の集団的労使紛争は、労働組合と使用者との間に生じました紛争について労働委員会が両者の間に入りまして、あっせんなどの方法により解決を図ろうというものでございます。
- (イ)の個別的労使紛争は、労働者個人と使用者との間に生じました紛争について、同じように私ども労働委員会が間に入りまして、あっせんにより解決を図るというものでございます。

次に、③の労働相談であります。

これは労働者と使用者との間の労働条件など、 労働関係に関する様々な相談を受け付けまして、 必要な情報の提供や助言を行うというものでご ざいます。なお、相談の内容によりましては、 先ほど申し上げました、あっせんの制度を活用 しまして解決に努めているところです。

次に、(2) の事件数等の推移についてであります。

こちらのほうには新規に申請があった事件数 及び労働相談件数をまとめたものを記載してお りますが、令和2年度のところを御覧いただき ますと、不当労働行為審査事件と集団的労使紛 争あっせん事件につきましては新たな発生はご ざいませんでした。また、個別的労使紛争あっ せん事件が7件、労働相談件数が517件となって いるところでございます。

近年は、労働組合の組織率の低下もあって、 労働組合と使用者とのいわゆる集団的な労使紛 争の事件は少なくなる一方で、雇用形態の多様 化や働き方改革の推進あるいは各種ハラスメン トの問題等から、個々の労働者と使用者との個 別的な労使紛争や労働相談が大きく増加する傾 向にあり、令和2年度の労働相談だけを比較し てみましても、10年前の平成23年度と比較して 約5倍という状況になっております。

このような状況でございますので、私ども労働委員会といたしましては、労働者はもとより、使用者からも信頼される労働委員会を目指して頑張りたいと思っております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

〇日高委員長 執行部の説明が終わりました。 委員の皆さんから質疑はございませんでしょうか。

**○来住委員** 労働委員会の構成についてお聞き したいんですけれども、労働者委員は労働組合 の推薦に基づいて、それは知事が任命するとい うことになるわけですよね。

今、労働者委員の中にいらっしゃるのは4名

の方なんですが、3名の方は日本労働組合総連合会宮崎県連合会、もう一人が全日本自治団体労働組合宮崎県本部ということになっております。皆さんのほうから当然、労働組合にお願いをすることになると思うんですけれども、その辺の推薦を求める基準というのがあるのでしょうか。

○多田調整審査課長 私どもとしては告示をしますので、それを受けて水面下でどういう調整があるのかは関知しておりませんが、労働組合側の現在の労働者委員の方々をはじめとして相談をされて、各組合等から推薦が上がってくるという形になっております。ですから、私どものほうから例えば、どこが何人、どこが何人というふうな割当て等は一切行っておりません。

○来住委員 労働組合の連合体というのは、県内においては、ここに出ている日本労働組合総連合会の宮崎県連合会が一つと、もう一つ、宮崎県労働組合連合会いわゆる宮崎県労連というのがあるんです。これが労働組合のいわゆるナショナルセンターになる、幾つかの労働組合が連合しているということ、個別の労働組合でなくて。この県労連というのには案内をしないんですか。

**〇久保労働委員会事務局長** 告示という行為で 広く周知させていただいているのが一つござい ます。

あと申し訳ないんですが、この具体的な人選というか、任命の手続は商工観光労働部のほうで具体的に実際行われておりますので、私どもとしては、その告示がされているということと、知事のほうからこういうことを決めるよということで御指定があるわけで、どういう基準というところ、確かに告示ということで広く周知しているというところでの話かなと考えていると

ころでございます。

**○来住委員** つまり、告示して誰がその5人を 推薦してくるのかですよ。

○久保労働委員会事務局長 告示を見て労働委員会、労働者団体のほうから推薦があるという ふうに私どもとしては都度伺っているというと ころでして、細かく具体的に誰がというところ になると、やはり個別に上がっているそれぞれ の日本労働組合総連合会とか、そういったところが推薦を上げてくるという形になろうと思います。

○来住委員 じゃあ、もう一度確認です。そうすると、その告示を見て例えば宮崎県労働組合は推薦できるんですか。連合というところがまとめて5人を推薦したものしか推薦として認めないとか、どうなっているんですか。県労連というのも皆さんが出したこういう告示を見て、うちからも1人出そうということでお願いをすることはできるんですか。

○久保労働委員会事務局長 具体的には私も事務を取り扱っていないもんですから、そういった詳細は存じ上げないんですけれども、あくまでも告示をしているということで、この冒頭に書いてございますとおり、労働者委員のほうは労働組合からの推薦ということに基づいてという原則があると思いますので、そういうような中で推薦があった中で任命がされるというものだと考えております。

○来住委員 意見だけ述べておきますけれども、 僕は連合さんが多いとか少ないとか、そんなことを言っているんじゃないんですよ。それは現実には連合関係さんは3人ここに顧問まで名前が出されていますよ。それから、一つの労働組合のナショナルセンターでちゃんと命令も行っている県労連は、全く分かりやすく言えば無視 される、全然出すこともできないというような 仕組みになっているのかなと思って。僕は、そ れは絶対にまずいと思います。やっぱりそこは 差別したら一番いけないと思いますので、そこ はもう少しお考えになったほうがいいんじゃな いかなと思いますけれど。

**○久保労働委員会事務局長** ありがたい御意見 ありがとうございます。御意見があったことを きちんと踏まえまして、次また改選がございま すので、その段階には担当課にそういう旨をお 伝えしてちゃんと対応してまいりたいと思って おります。

**○坂口委員** ちなみに、今の参考までに。欠員 者の氏名と所属はどこなんですか。

○多田調整審査課長 現在、欠員になっております労働者委員の所属は、宮崎交通労働組合の執行委員長であられた、クロキさんという方が3月いっぱいで辞任をされているということです。

○坂口委員 それは今の来住委員の質問の中で 僕は詳しく分からんのですけれど、その団体と したらどういった形になるんですかね。今の問 題視されている部分を補える方が欠員になった という形ではないんですね。それはないんです ね。(発言する者あり)

**〇日高委員長** 調整審査課長、何かありますか。 大丈夫ですか。よろしいでしょうか。

**〇坂口委員** いやいや、よろしくないわ。

**○多田調整審査課長** 先ほどの来住委員からの 指摘には満たさない方でございます。

○坂口委員 それから、(2)の事件数等の推移 に関してですけれども、あっせんでそれが解決 したというのと解決していないというのはどれ ぐらいあるんですか。

〇久保労働委員会事務局長 個別的労使紛争の

あっせんは令和2年度は7件ございましたが、 このうち解決しましたのが3件、合意できなかっ たものが3件ほどございます。

○来住委員 今のこの事件の推移の問題で、労働相談は5倍に増えていますよね。僕がもう少し知りたいのは、例えば平成30年からほぼ500件になっているんですが、この500件の内容というのは、賃金の問題だとか、さっき言われたパワハラだとか、大まかに分けられていないのかなと、ちょっと関心を持っているんですけれども。

○多田調整審査課長 令和2年度の労使相談は517件と載っておりますが、このうち相談内容でいきますとパワハラ・嫌がらせが161件、割合でいきますと14.4%。次に多いのが退職、これは辞めたいんだけれども辞めさせてもらえないというものです。これが112件で割合としては10%。それから、雇用保険の受給要件等に係る労働保険に関する御相談が84件というような状況になっておりまして、特にパワハラ・嫌がらせというのは、ここ5年ほど常にトップの相談件数になっております。

○来住委員 現実にはその相談を皆さんが受けて、具体的にはその解決方法としてはどのように──その事実をまずは確認しないといけなくて、みんな非常に苦労されていると思うんですけれど、その辺はどういう御苦労があるんですかね。

○多田調整審査課長 パワハラにつきましては 御相談を受けるとパワハラの要件等がございま すので、その辺の御説明をして、やっぱりそう なんですかという事実の確認をまずはいたしま す。その上で、職場内で解決を図るという趣旨 でいきますと、加害者からパワハラを受けてい るという相談であれば、その加害者の上司に当 たる方にその旨を申し出て改善をしていただい てはどうか、もしくはそのほかの仲間も同じように受けているという話であれば、ほかの仲間と一緒にそういう申立てをする、もしくは労働組合を通じてやるとか、そういう解決策を取ってはどうかとアドバイスをさせていただいております。

それでも、もっと根本的に云々という話になりますと労働基準監督署ですとか、最終的には裁判とかという話になりますけれども、先ほど申しましたように、まずは職場内での解決を図るために、そのような手段を取ってはどうかというアドバイスをさせていただいているところです。

○二見委員 今の内訳を聞いて、もうとにかく 去年はコロナ禍の中でいろいろなところで働き 方が変わったりとか、賃金の問題とか就労のこ ととかが変わってきたと思うんですけれども、 去年とおととしの差異というのは何か見られた のでしょうか。その相談内容からしても、そう いうところまでは顕在化していない状況なんで しょうかね。

○多田調整審査課長 全体の五百十何件でやる と、やっぱりパワハラ・嫌がらせというのが1 位、退職が2位というのはもう過去5年間変わ らない割合ですので、昨今のコロナによってそ の辺が変わってきたというのは顕著には表れて おりません。

一方、昨年度の相談517件の中で、コロナに関連した相談というのが1割ちょっとございます。それだけを分析すると、コロナの関係で休業を命じられたんだけれども休業手当をもらえるんでしょうかとか、休むように言われたんだけれどとか、そういう休業の関係、労働保険の関係等々が上位に来るという状況でございます。

**〇二見委員** そういう働き方についての相談と

かを受けたときに、この労働委員会さんのほう を紹介させてもらったことが何回かあります。 意外と知らない方も多いんですよね。

この数年間で5倍ぐらいに増えたというのは、 理由はいかなることで増えたのかとちょっと関心があるところなんですけれども、まだ県内で働いている方でこの労働委員会の意義というか、この活用の仕方というものを知らない方もいると思うので、広報、啓発活動もやってほしいなという思いがあります。いろんな推薦団体とか、ああいったところを通じて周知を図るというのが行政の常套手段かもしれないんですけれども、そこに入っていないところはたくさんあるわけなんですよね。そこら辺のところを決して漏らさないような手法というものを検討していく必要があるのかなと思いますので、これは私の個人的な要望ですけれども、御検討いただきたいなと思っております。

○太田副委員長 退職したいんだけれども退職 させてくれないというような説明があったよう ですが、通常は逆で、働きたいんだけれども嫌 がらせを受けて退職させられたとかいうような、 それはパワハラとか嫌がらせに入るのかなと思 いましたけれど。

退職させてくれないというのはやっぱり大きな要因であるんですか。

○多田調整審査課長 まさしくそのとおりで、 退職したいんだけれども、なかなか退職させて もらえないという相談が2番目になっておりま す。これにつきましては、相談を受けたときに は有期社員であるとか無期だとかによって取扱 いも変わってはくるんですけれども、正社員の 場合は、法的には2週間前に退職届を出せば退 職できるんですけれども、それを受け取っても らえないという話もございます。それにつきま しては、例えば内容証明付きで送ったらどうか という話はさせていただきますが、やっぱり人 手不足ということもありまして、辞めたいとい うことに対して、ああ、そうですかとすぐに辞 めさせてもらえないケースというのがかなり増 えていると感じております。

○太田副委員長 二見委員も言われましたが、 私たちもいろんな相談を受けることがあるんで すよ。そのときにいろいろ話を聞いてみると、 労働基準監督署に一緒に行きましょうかとか いって、そういう解決を図ったりすることが多 かったものですから。言われるとおり、労働委 員会につないだことは一回もありません。

それで、労働基準監督署も解決を図ってくれます。労働委員会もそういう立場でやられるんでしょう。この2つの関係、これはどう見たほうがいいんですかね。私が相談を受けたときに労働委員会に一緒に相談に行きましょうかとかいうような形を取ったほうがいいのか、労働基準監督署に行ったほうがいいのか、ちょっと不明な感じがしたものですから。お互いに同じような任務だろうとは思いますが、何か違いがありますか。

**○多田調整審査課長** 確かに労働局でもこうい う労働相談を受けておられますし、私どもも受 けていますが、労働局のほうが実は相談を受け る件数は圧倒的に多いです。

宮崎労働局と私どもは同じように、その相談を受けた後にあっせんという制度がありますので一そこも同じなんですけれども、あっせんの場合に私どもの強みといたしましては、委員が3方面からいますので、そのそれぞれの分野の委員があっせん委員として参加することによって、よりそれぞれの立場を尊重したあっせんができます。一方、労働局につきましては、

基本的にはあっせん人はお一人で、1回限りで あっせんをするというシステムになっておりま すので、あっせんのやり方については若干違い があるかなと思っております。

○太田副委員長 労働相談の件数がいきなり500件に上がってきているということは、今の世の中の世相を表していると思うんですよ。この中から皆さん方も個別の案件でずっと調査をしていくと、この世の中はどうなっているんだろうかという思いになられることもあろうかと思うんですが、公益委員も含めた労働委員の方々が世相として──この3者がやっぱり報告もされるだろうと思いますので、その辺はうまく世の中の今のありようというものを皆さん方、共通認能としてつかまえておられますよね。と確認したいんですが、どうでしょうか。

というのは、今日も新聞に出ておりましたけれども、外国人労働者は物すごい低賃金で、約束どおりの賃金を払わんで、ほかのところに移って、それで労災適用になるようなこともあったりして、もともと低賃金で約束違反の外国人労働者を雇っていた、そんな世相もあるわけです。何かこの500件の中に世の中の流れがどうもうまくいっていないかなというところのありようを、この公益委員も含めた認識として何かこう生かされていくといいかなという思いがあります。500件も増えたことの教訓といいますか、何か問題点とかが感じられたらと思いまして。これは皆さん方がどう見るかは難しいんですけれど。ちょっとその辺、感想だけでも。

○多田調整審査課長 確かにここ数年で500件と か増えてきて、やっぱり以前と比べると例えば 集団的なものがだんだん個別に移っていってい るというのは、冒頭に局長が申し上げましたよ うに、労働組合の組織率がかなり低下をしてき たと。それから、働き方改革ということが叫ばれる中で、個々の労働者がそういう働き方に対する独自の考えを持つに至ったということ。

それから、もう一つ、個人的な思いを言いますと、言葉ではパワハラとかいじめとかという話になりますけれども、昔だったらあまり問題にならなかった程度のものであったり、それを受けたことによって自分でその職場で解決しようとせずにすぐ相談を寄せてくるという傾向は若干あるのかなと思いますが、それらも含めてこの時代にこれだけの相談をいただいているわけですから、そういう変化も踏まえた上で、私どもとしては対応を丁寧にやっていきたいと考えております。

**〇日高委員長** 関連もしくはその他でよろしい でしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇日高委員長** それでは、以上をもって労働委員会事務局を終わります。

執行部の皆様、お疲れ様でした。

暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時32分再開

**〇日髙委員長** 委員会を再開いたします。

先般の臨時会におきまして、私ども8名が商工建設常任委員会委員に選任されたところでございます。

私はこのたび、委員長に選任されました宮崎 市選出の日髙陽一でございます。一言御挨拶を 申し上げます。

今、本当にコロナで大変な中、ワクチンも少しずつ進んでまいりました。コロナ危機の克服と新たな成長の基盤づくりとして大変重要な一年になると思っております。私ども8名もしっ

かりと努めてまいりますので、1年間どうぞよ ろしくお願いいたします。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が、延岡市選出の太田副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、児湯郡選出の坂 口委員でございます。

小林市・西諸県郡選出の窪薗委員でございます。

西都市・西米良村選出の濵砂委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、都城市選 出の二見委員でございます。

同じく都城市選出の来住委員でございます。 宮崎市選出の有岡委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の牛ノ濵主任主事でございます。

副書記の田部主幹でございます。

次に、商工観光労働部長の御挨拶、幹部職員 の紹介並びに所管業務の概要説明をお願いいた します。

○横山商工観光労働部長 商工観光労働部長の 横山でございます。どうぞよろしくお願いいた します。

昨年来、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、県内経済が大きな打撃を受けております。この1年、商工観光労働部におきましては、常に感染症の状況を注視しながら何とか県内経済の下支えをするため、様々な事業を展開してまいりました。いまだ新型コロナの収束は見通せない状況にありまして、今年度も引き続き感染症対策と経済対策の非常に難しい、微妙なバランスの中ではありますけれども、県議会の皆様にも御相談をさせていただきながら、職員一丸となって県内経済の再始動・活性化に

向けて努力してまいる所存でありますので、御 指導・御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げま す。

座って説明をさせていただきます。

委員会資料の1ページを御覧ください。

初めに、幹部職員の紹介をさせていただきます。

次長の丸山裕太郎でございます。

企業立地推進局長の山下弘でございます。

観光経済交流局長の横山直樹でございます。

商工政策課長の児玉浩明でございます。

経営金融支援室長の海野由憲でございます。 企業振興課長の串間俊也でございます。

食品・メディカル産業推進室長の阿萬慎治で ございます。

雇用労働政策課長の兒玉洋一でございます。

企業立地課長の大衛正直でございます。

観光推進課長の飯塚実でございます。

スポーツランド推進室長の中尾慶一郎でございます。

オールみやざき営業課長の吉田秀樹でござい ます。

工業技術センター所長の藤山雅彦でございます。

食品開発センター所長の山田和史でございます。

県立産業技術専門校長の有村隆でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。

2ページをお願いいたします。

部の執行体制についてでございます。

本庁は2局6課3室、出先機関が4機関の体制となっております。

3ページを御覧ください。

令和3年度商工観光労働部当初予算の各課ご との内訳でございます。 一般会計と特別会計を合わせました全体の予算額は、表の一番下の欄になりますが、522億4,596万2,000円となりまして、対前年度比では29.8%、120億769万4,000円の増でございます。増額の要因は、商工政策課経営金融支援室の中小企業金融対策費で約113億円の増加があったためでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。

4ページ以降は、令和3年度当初予算におきます商工観光労働部の主な新規・重点事業を、宮崎県総合計画アクションプランにおきますプログラム体系に沿って整理したものでございます。なお、個別の事業につきましては、主なものにつきまして別冊でお配りをしておりますので、後ほど御覧をいただければと存じます。

8ページをお開きください。

商工観光労働部におきます新型コロナウイルス感染症関連として計上しております予算について、まとめて記載をさせていただいております。

先ほど簡単に御説明をしました当初予算のほかに令和2年度から行っているもの、さきの4月9日付の専決処分及び4月16日に議決をいただきました補正予算を合計しますと、約68億円の新型コロナの関係予算を計上しているところでございます。

個別の説明は省略をさせていただきますが、 1の事業者の事業継続支援に約15.3億円、2の 地域経済再始動・活性化に約48.3億円、3の持 続可能な経済・社会づくりに向けた取組に約1.2 億円、4のその他としまして、中途採用の求人 情報発信や東京オリ・パラの事前合宿受入時の 感染症対策等に対し、約3.2億円を措置している ところでございます。

なお、8ページの中ほど(4)の県民県内旅

行(ジモ・ミヤ・タビ)キャンペーン事業につきましては、先日、県内外の新型コロナ感染状況を踏まえまして、キャンペーンの開始を5月10日以降に延期することを発表させていただきました。

また、財源としております、国の地域観光事業支援の終期が当初5月末とされておりましたけれども、先日、観光庁から12月末まで延長する旨発表されております。県といたしましては、感染症の状況を十分見極めながら、できるだけ早期に本キャンペーンを実施し、観光事業者の支援を行ってまいりたいと考えております。

商工観光労働部としましては、コロナ禍が続いていく状況におきまして、感染拡大の防止が最優先ではございますけれども、その中でも中小・小規模事業所をはじめとする県内事業者の事業継続のための支援、落ち込んだ消費を下支えする消費喚起、そして収束が見えた段階で攻めに転じるための経済の再構築に向けまして取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

**○兒玉雇用労働政策課長** 雇用労働政策課でご ざいます。

常任委員会資料の10ページをお開きください。 第11次宮崎県職業能力開発計画の策定につい てであります。

1の計画の位置付けでありますが、職業能力 開発促進法の規定により、国が策定した職業能 力開発基本計画に基づき、本県の職業能力の開 発に関する基本となる計画を策定するものであ ります。

2の計画期間でありますが、令和3年度から 令和7年度までの5年間としております。

3の策定に当たっての基本的な考え方でありますが、(1)にありますとおり、国の基本計画

に掲げられている職業能力開発の方向性や基本 的施策を踏まえるとともに、(2)にありますと おり、県の総合計画やみやざき産業振興戦略等 との整合性を図りながら策定することとしてお ります。

4の現在までの進捗状況でありますが、1月25日の国基本計画(案)の公表を受け、3月23日に宮崎県職業能力開発審議会に諮問し、11ページの表の左側に記載しております国の基本的政策についてお示しをし、表の右側、県の第11次計画の施策の柱(案)について検討をいただいたところであります。

県計画の施策の柱(案)につきましては、国 基本計画の基本的施策を盛り込み、産業構造・ 社会環境の変化を踏まえた職業能力開発及び キャリア形成の推進や全員参加型社会の実現に 向けた職業能力開発の推進など、5つの柱を設 定しているところであります。

10ページにお戻りください。

5の今後のスケジュール予定でありますが、 関係機関との意見調整、宮崎県職業能力開発審 議会での審議、パブリックコメントを行います とともに、本常任委員会への御報告を行いなが ら、8月の策定に向けて作業を進めていくこと としております。

当課からは以上でございます。

〇日高委員長 執行部の説明が終わりました。 委員の皆様から質疑はございませんでしょうか。

**○二見委員** 先ほどの説明で、県民県内旅行キャンペーンについては延長が決まったということで、この連休前に業界からしたら期待の高かったものが延期になったというのは大変厳しく受け止めないといけないかなと思います。

しかし、今の国内の感染状況を考えると致し

方なしという部分もあるかと思います。それを 踏まえて早期の実施に向けてやっていきたいと いうことなんですが、今までこの1年間を振り 返ってみても、もちろん県内の中で横に広がっ ていっている事例というのはあるのですが、そ のもとはやっぱり県外からの持ち帰り、持込み から発生しているわけですよね。福祉のほうと コロナ感染予防対策についての話合いをいろい ろとするんですけれども、やはり一番大事なの は水際対策なんだと。

これについて商工観光労働部としてはどのような認識を持って、この水際対策に取り組んでいらっしゃるのかなと。もちろん、観光誘致政策でいわゆる活気づけないといけない部署なんですけれども。しかしながら、その火種を落とさせない対策というものがやっぱり前提にあるべきだと思うんですが、県外とのコロナの水際対策はどのように取り組んでいらっしゃるところですか。

○横山商工観光労働部長 水際対策ということで、直接的に商工観光労働部で手を打つというのはなかなか手段がないところでございます。ただ、このコロナに関しましては全庁的に職員が中心になりまして、いろんな対策を取っているところでありますけれども、その中で例えば今、県外との往来の自粛をお願いしますように一生懸命に呼びかけをしております。そういう形での水際での県外からの持込みを防いでいくというところで呼びかけが中心にはなってまいりますけれども、行っております。

それとやはり委員が御指摘のとおり、県外からの持込みが端緒となって広がっていくというのが実態としてあるわけです。ジモ・ミヤ・タビという県民が県内を旅行することに限定をして支援を行うという事業をやろうとしたわけで

すけれども、こちらについてもやっぱり県境を 越えての移動というのができない中で、何とか 地域の経済を回していこうということで国の事 業を活用して、できましたらゴールデンウイー ク前からスタートということで専決でお願いを していたところでございますけれども、この状 況で今、一旦ストップをしております。

いつから始めるかというところがございますけれども、ゴールデンウイークが明けてからということで上げておりますが、実際の感染状況というのが1週間前の姿しかデータとしては出てこないので、ちょっと慎重に見ていかないといけないのかなと思っております。まとめて申し上げると、その県境を越えての観光等の人的な交流というのでやっていくというのも厳しい状況がしばらく続いていきますので、国の事業を活用しながら何とか県内でまずは回すということをやっていきたいと。

ただ、それも感染状況をしっかりと慎重に見極めながら動かしていくということを徹底していかねばならんだろうと考えているところでございます。

○二見委員 商工のほうからは言いづらいところがあるとおっしゃいましたけれど、この水際対策でやっていることというのは、船関係、飛行機、JRの部分で熱センサーのサーモグラフィを取ったりとかしているわけなんですけれども、実際に今一番出入りが多いといったら、どうしてもやっぱり陸路ですよね、車。やっぱり企業の方々でも不安な声を聞くのは、仕事をしている以上はやはり県外から営業にも来たりすると。でも、そういう人たちをむげに、もう来ないでくださいと──もちろん、来ないでリモートとかいわゆるネットを使ったりとかで仕事ができるんであれば、そっちのほうをどんどん推進し

てもらえるように移行しているんだと思いますけれども。

でも実際にこっちから向こうへ行かないといけない、向こうからこっちに来ないといけない、そういう人たちの付き合い方というか、ビジネスの在り方をちゃんと作り上げているのかなというところですよね。どうしても移動する以上、リスクはそこに存在するわけなので、このリスクをいかに下げるかというところが一番大事なのであって、それは福祉担当が考えられるだけの感染防止対策じゃなくて、新たなビジネスモデルとして構築していくためのノウハウというのが必要なんだと思うんですよ。だから、県外から来られたサーファー客と会食があって、そこで広がってしまったとかいう事例もあったりとか、いろんなそういう場面というのは多々ありますよね。

そういう接触してしまったときには、県民としてどうあるべきか、1週間から2週間ぐらいの間はできるだけほかの人と接触するのを控えてほしいとか、そういうことを各事業所、個人に対して細かに説明して丁寧に理解を求めて協力を得ていくという作業がやっぱり必要なんじゃないのかなと。みんなは今ワクチン接種とかが随時始まってきて明るい希望を持っているので――でも今度の県内の事業についても県民がかかっていたら、これは事業を進めるにも進められないじゃないですか。でも、これまでの経済の在り方とあまり大きく変わらないだろうと。

県民がかかりにくくするためには、どういう 対策が必要なのかというのをしっかりと新しい 生活様式、新しいビジネスの在り方について落 とし込んでいって、その上で県民が県内を移動 しても感染するリスクが低い在り方というもの を作っていくべきなんだろうなと。これはもう 今からというよりか、やっとかないといけない ことなんだと思うんですけれども、どうも機械 を入れましたとか、その通る人の熱を調べて発 熱をしている人をチェックしていますとか―― 発熱する前から感染するリスクがあったりする わけなので、やっぱりそういう県外との行き来 についての在り方というものについて、しっか り県としての考え方をまとめてやってほしいな と。

テレビとか新聞とかを見ていてもなかなかそこまで細かなところまでは行き渡らないので、やっぱりここら辺は県の福祉、そしてこの商工いわゆる企業担当がやはり一緒になってやらないと、どうしても進まない部分じゃないのかなと思いますので、そういう意味では全庁的というよりかはよくよく連携して対応してほしいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○横山商工観光労働部長 御指摘、本当におっしゃるとおりだと思います。それぞれがそれぞれの所管するところでしっかり県民の皆様方に御理解をいただけるように、連携しながら対応してまいりたいと思います。

○窪薗委員 今の水際の話なんですが、ほとんど県外から、あるいはそういった移動で発生していると。しかも、ここ1週間程度でかなり変異株も入ってきたということですが、感染が拡大するのは目に見えているわけです。例えば個人の会社の方あるいは団体、そういった人たちが商売上あるいは仕事で往来して帰ったとき、そのときの感染リスクを下げるという意味からも、往来をした方々については4~5日は自粛していただくとか、そういった呼びかけも必要じゃないかなと常々に思っているんですけれども、なかなかそこら辺りの発信が少ないのかな

という気がします。これは県を挙げて横断的に やっていただきたいと思っているところです。

大きな団体等の長の方が、例えばマンゴーを 売りに行きますよと、あるいはそういった特産 物の取引にいろんな方々とお会いして、そういっ たところから帰ってきたら4日間以上は絶対に 動くなというような指導をしているんですよね。 ですから、そういったことを徹底してやればか なり防げるのかなという気がします。帰ってき て早々に飲み方をしたり、そういった場所に出 ていく、出席するといったことをなるべく避け ていただくというような細かなことをもう一度 考えてみたらどうかなと。個人の意見ですけれ ども、そういった呼びかけはどうでしょうか。 そういった呼びかけはどうでしょうか。

○横山商工観光労働部長 既にいろんな形で福祉保健部を含めまして頑張ってはいるところですけれども、おっしゃるようにまだまだ浸透していないところがあって、どうしても感染につながっていくという実態があると認識をしております。

私どもの関係する団体もたくさんございます ので、そういった分も含めて横断的な連携をしっ かりやって呼びかけなり、徹底できるようにやっ ていきたいと思います。

○窪薗委員 もう一点なんですが、これは今の水際とまた別の話なんですけれど。先ほど説明がありました8ページ、1番の飲食関連事業者等緊急支援事業でございますけれども、これは1月に独自の緊急事態宣言が出たわけですが、この中で今、直近のおおよそでいいんですけれども、執行した金額はお分かりでしょうか。

○児玉商工政策課長 今、委員から御質問いた だきました1月の県独自の緊急事態宣言に伴い まして、1月、2月にかけて緊急事態宣言をお 願いいたしましたので、その関係で一時金として20万円を支給するということで努めているところでございます。

昨日の4月27日時点でありますが、県に届いているもので413件、そのうち同じく昨日現在でお支払いしているものが325件でございます。金額にしますと、6,500万円を実際に支払いしているということでございます。手続につきましては、それぞれの事業者が各商工会議所、それと商工会連合会に郵送などで申請をしていたださまして、そちらで審査、受付等をしていただいております。その審査、受付等が終わったものが私ども県のほうに届きまして、昨日時点で届いているものが413件で、そのうち同じく昨日現在でお支払いしているものが325件となっております。

○坂口委員 基本的には感染拡大を防止するということ、これを押さえていくということが最大の経済対策だというのは、今のところ一貫して共通して持っておられると思うんですよね。だから、その考え方でいいと思うんですよね。その考え方に基づいて今みたいにいろんな予算ですけれども、一つには人の動きを抑えた中での下支えをどうやるかという類いの予算、それともう一つは、それを緩和したときにどう活性化を後押ししていくかという予算の2通りがあると思うんですよね。それのハンドル操作というのは、やっぱり今のままで僕は結果的にいい扱いをされてきたと評価しているんですよね。

そういう中で今回の一時凍結することになる ジモ・ミヤ・タビキャンペーンですけれども、 これも5月いっぱいでの歳出というのは当然そ の考え方が国から伝わった時点で5月いっぱい じゃとても無理だということが分かっている中 で、結果的に経済が動かせるようになったとき に、数千億円にわたる県のGDPの落ち込みを元に戻すためにはこの落ち込んだ分はもう国から持ってくるしかない。税の投入しかないということは、それに向けて目いっぱい予算を取るという作業は、競争相手が少ない時点で、宮崎県の状態がよい時点でやっぱりこれまでどおりやっていくべきだと思うんですよね。

今回12月いっぱいに延ばしたように、全国が行き詰まれば、必ず延ばさざるを得ないから、まず基本的にはやっぱり今の考えで、もらえるときに金をもらっておくと。そして、それがもし使えなければ使えなくなった時点で県の経済を支えていこうという基本、これはぜひそれで自信を持って進んでいっていただきたいということです。自信を持って進めるからには、その責任が持てるように常に細心の注意を払いながらというのは当然ですけれども、これはお願いにしておきます。

それから、もう一つ。この資料に基づいてで すけれど、作ったばっかりの総合計画を見直す ということです。その一番の理由は、やっぱり 人口問題が将来かなり狂ってきたと。減少がさ らに急激に減っていくことになって、これを止 めることはもうできないだろうという判断をさ れた上での計画の見直しだと思うんですよね。 そのときに、このアクションプランにおけるプ ログラム別施策体系の後ろのほうに働き方改革 とか外国人の人材の受入れというのが、一つの 例として出てきているんですけれども、人口減 少が厳しくなってきて、相当、県の人口が減る なとなれば、ここはこれまでの考え方と大きく 変わっていかざるを得ない思うんですけれども、 そういったものを考慮されての次の計画のアク ションプランにおける施策ということで考え方

の基本は理解していいんですかね。

**○児玉商工政策課長** 委員がおっしゃいました ように、アクションプランについて、もともと 人口減少が急激に進んでいること、そしてそれ に加えてコロナ、そしてデジタルトランスフォ ーメーションということで、また新たな考え方 もある中で、その見直しを総合政策部を中心に 今行っているところでございます。

現在、この4ページ、5ページ、6ページに お示ししております、アクションプログラムの 施策体系につきましては、一部、コロナ対策と いうことで事業を組んだものもございますけれ ども、現行のプログラムに基づいて整理してお りますものですから、こちらについてはまだ現 状のままということになっております。当然な がら今後の見直しを踏まえまして、その目的に 合わせまして事業についても見直しておく必要 があるかと考えております。

○坂口委員 これがこれまでの考え方を基本としたその施策の体系であれば、すぐ近い将来、見直さざるを得ないと思うんですよね。だから、短い期間で変えざるを得ないけれども、特に働き方改革なんていうのは時代の流れとして大きく様変わりしたものとコロナによって変わらざるを得なくなったもので、これはダブルでかなりの変化なり、変わらざるを得ない点があり、人材育成学校とか人材育成まで含めたところでの一つの体系として組んでいかんといかんのかなと思います。

それと外国人労働者というのは、やっぱり今の日本の外国人の研修生等の扱い方も含めてですけれども、途上国あたりの経済発展を見たときに、次の計画の中で入れる外国人の人材の確保というのは大きく変わるものです。それで、変わった上に全国がこれを競争して奪い合わざ

るを得ない、少ない人材の中から我が県にという競争が必ず来ると思うんですよね。そうなったとき、いや、日本に行くなら宮崎県だよということを海外の人たちにどう今から宮崎県との関係を作っていくかという。だから、そういったものもこの体系に入ってこないと、ただ外国人材確保という考え方じや僕は駄目なような気がする。かなり座布団をよくしないと来てもらえない時代が来る。その要素はやっぱり信頼関係というのが一つある。行くなら宮崎県という、行くならどの企業という、そこらはやっぱりこの体系の中に組み込んでいく必要があるのかなという気がします。

それで、総合計画との整合性でいうと、最後の10ページですかね。これらあたりについても、 僕はもうここで整合性は図っておられると思ったんですけれども、やっぱり同じようにこれまでの考え方の中での総合計画の創造プランとの整合性ということになるんですかね。そうなると、これもやっぱり早急に見直しが必要になってくるんじゃないかと思うんですけれどね。

○見玉雇用労働政策課長 働き方改革をしっか りしていくことがまず、本県に対して若者とか、 そういった人材を残していくことにつながって いくと。そして、それが企業の発展にもつなが ると私は思っておりますので、そこは雇用労働 における一丁目一番地だと考えておりますので、 しっかりと取り組んでまいりたいと思っており ます。

外国人労働者については現在、技能実習生が 昨年10月末の統計でございますけれども、本県 に3,800人余りいらっしゃるところです。最近の 報道等で外国人労働者の取扱いについて、やは りいろいろと全国的に問題があるというような 話もありまして、私どもも3月に本県にある管 理団体にアンケートをお願いしました。また、 国の制度ではございますけれども、外国人技能 実習生が例えば労働といったところできちんと 母国語で相談できる窓口が外国人の技能実習機 構に準備されていますので、そこを例えば技能 検定を受ける際に、母国語で相談できますよと いような案内をオールみやざき営業課と連携を して、その他の生活面についてはみやざき外国 人サポートセンターで対応していくというよう なことで待遇面の改善をいろいろと考えていき たいと思っております。

それと職業能力開発計画でございますけれども、今のところ8月までの策定としております。これにつきましては、国は既に3月末に策定を終えておりますので、県としても令和3年度から令和7年度までの期間ということで早期に策定が必要だろうということで進めておりますが、例えば今後、新たな長期計画との整合性について数値目標などについては一旦作ったとしても柔軟に見直しを行っていく必要があるのかなと思っておりますので、そこは沿ってまいりたいと思っております。

○坂口委員 そうではなくて働き方改革の今の 考え方のもとにおいて作っていく体系だったら、 相当変わるでしょうということ。そうすると、 変わることを見据えたものを組まなくては、即 また明日からこの作業をやりながら変わった時 点での作業に入らなくてはいけないということ で、これは整合性がないんじゃないかということ とを一つ言っているんですよね。

外国人の受入れというのも、これからパイが増えることは考えられないだろうと思うんです。かなり少なくなっていくということを覚悟しないと、よその国も日本に出稼ぎをしてから稼ごうという状態がいつまでも続けばいいんですけ

れども、そうじゃない。必死にやっぱり頑張っていきます。世の中また経済そのものが大きく変わっていくから何が起こるかも分からないけれども、起こったとしても宮崎県へ行きたいという人たちを宮崎県に引きつけるようなものが今回、施策として基本に出てこないと駄目だなと。それは友好とか、あるいは学校あたりも含めたものでないといけないかもしれない。

今、例えば1万人なら1万人の外国の人たちが100年これから来てくれるとなれば、それでいいと思うんですよ。人口も減っていく、平均寿命が100年になっても100年後は同じ人口しか確保できないのが、急激に減っていくわけですよ。就労可能人口というものも減っていくわけですよ。そうなったときにこの計画は、今、一生懸命やって8月に作ったって、9月からはもう見直し作業をやらなきや駄目じゃないですか。

そんなばかなことを我々にもいろんなことで意見交換をやらせたり、いろんなところに審議会を開かせたりするというよりも将来を予測した中で、国が3月に作ったから8月に県も作らなきや駄目だということは、そんなのは理由にならないですよ。一丁目一番地と言われたけと。そのとき就労可能人口は何年後にどうなるんだと。それでも宮崎のGDPを幾らなら幾らに求めるとする、県民所得を何百万円求めるとしたととする、県民所得を何百万円求めるとしたととにこれだけ経済が動かなきや駄目なんだけれども、人は何人足りない、どこから持ってくるんだと。それをこの次の計画に組まないと、今度はみんなが全国一斉にゼロ年からスタートですよ。

今までだってずっと差をつけられてきている んじゃなくて、ここでゼロに戻して、それから のスタートで宮崎県は活動ということにならな いと駄目だから、やっぱり大きな計画のベースを見直して新たな計画を組まないともったいないというか、ある意味いい迷惑ですよ。県の総合計画が変われば、8月まで一生懸命に我々は資料を見てですよ、9月からまた違う計画を組みますなんていうことになるんですよ。そこを言っているんですよ。

○横山商工観光労働部長 県の総合計画の見直 しの中身といいましょうか、考え方なり、デー タなりというところをしっかり踏まえながら進 めさせていただきたいと思います。場合によっ ては8月では無理ということになって、少し遅 らせながら、しっかりそれを反映させていくと いうことで考えさせていただきたいと思います。

本当に御指摘のとおり、人口がどんどん減っ ていって外国人の雇用というのがなかなか難し くなっていくと。これまでの取組としまして例 えば、一昨年に外国人のサポートセンターを造 りました。これを運用する中で最近でも議論し たんですけれども、おっしゃるとおり、他県と の競争になってまいりますので、今、実際に宮 崎県にいらっしゃる外国人の方々が、宮崎県は いいよというふうに思ってくれて、彼らにはい ろんなネットワークがありますので、そういう 中で、例えばインターネットを使って宮崎県は いいところだよと何か情報を伝達してくれれば、 それが次につながっていくという形になってい くので、暮らしも含めていろんな意味で外国人 の方々が働きやすい、住みやすい環境というの を一生懸命みんなで作っていくというところを やっていかなければいかんねという議論をして いるところでございます。

あと高齢者の活用でありますとか女性の活用 とかいうところもございますし、もちろん若者 の定着というところもございます。それとおっ しゃるように、コロナで産業構造が変わって今までやってきた仕事が縮小して新しい分野の仕事が増えていくと、そこに円滑にシフトをさせていかないといけないというのもございます。

この職業能力開発計画の中で、そういうことも考えながら、そこをサポートする仕組みというのを作っていかないといけないだろうなと思っております。そういったことで、いろいろ取り組んでまいりたいと思います。

○坂口委員 すごく難しいことなんですけれど も、答えがどうなるかはまた別として、考え方 というのは、そちらにも対応できるような柔軟 な頭の考え方の中で計画をやっていかないと駄 目なんじゃないかなと。日程を優先するがゆえ に、それに合わせるための計画ではなくて、将 来どうしていくんだということを基本にどうな るんだというものを的確に反映させながらの計 画でなければ。5か年計画でしょう。また1年 練り直したり、半年で見直したりというのは、 これは本当に関係する人たちには、ある意味迷 惑ですよ。だから、ぜひそこは大変だけれども、 頑張っていただきたいです。

**〇日高委員長** 関連でございますでしょうか。 その他よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇日高委員長** それでは、以上をもって商工観 光労働部を終わります。

執行部の皆様、お疲れ様でした。

暫時休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時23分再開

〇日髙委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時会におきまして、私ども8名が商 工建設常任委員会委員に選任されたところでご ざいます。

私はこのたび、委員長に選任されました宮崎 市選出の日髙陽一でございます。一言御挨拶を 申し上げます。

今現在、本当にコロナで大変な状況でございます。オリンピックは本年度行いますけれども、前オリンピックで高度経済成長をしたときから57年たっておりまして、いろいろなものが老朽化しているところであります。そんな中、デジタル化とともに国土強靭化の378億円をしっかりと活用していく大事な一年になっていくと思いますので、私ども8名もしっかりと取り組んでまいりますので、どうぞ1年間よろしくお願いいたします。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が、延岡市選出の太田副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、児湯郡選出の坂 口委員でございます。

小林市・西諸県郡選出の窪薗委員でございま す。

西都市・西米良村選出の濵砂委員でございま す。

続きまして、向かって右側です。都城市選出 の二見委員でございます。

同じく都城市選出の来住委員でございます。 宮崎市選出の有岡委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の牛ノ濵主任主事でございます。

続きまして、副書記の田部主幹でございます。

次に、県土整備部長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

**〇西田県土整備部長** 県土整備部長の西田でご ざいます。どうぞよろしくお願いいたします。 私どもが所管しております業務は、県民の安全で安心な暮らしを確保するため、防災・減災対策を行いますとともに、宮崎県の豊かな未来を見据え、社会資本の整備をはじめとする県勢発展の基盤となる県土づくりを進めていくことであります。職員一丸となりまして、県土の強靭化など県土整備行政の推進に努めてまいりますので、委員の皆様方におかれましては、御指導・御支援、どうぞよろしくお願いいたします。

説明に入ります前にお礼を申し上げます。申 し訳ありませんが、着席をさせていただきます。

先月28日に鹿児島県と合同で開催いたしました、都城志布志道路の金御岳インターチェンジから末吉インターチェンジ間の開通式典には、二見委員に御出席をいただきました。この場を借りてお礼を申し上げます。

また、先月30日には国土交通省から、九州中央自動車道の高千穂から雲海橋間の新規事業化及び東九州自動車道の高鍋から西都間の一部における4車線事業化が公表されました。

これまで御尽力をいただきました県議会の皆様に、心からお礼を申し上げます。

今後とも、都城志布志道路や県内高速道路の 一日も早い全線開通を目指し、全力で取り組ん でまいりますので、引き続き県議会の皆様の御 支援と御協力をお願い申し上げます。

それでは、委員会資料によりまして御説明い たします。

初めに、幹部職員の紹介をさせていただきます。

お手元にお配りしております、委員会資料の 1ページを御覧ください。

時間の関係もございますので、課長級以上の 職員について紹介いたします。

まず、総括次長の中嶋でございます。

道路・河川・港湾担当次長の森でございます。 都市計画・建築担当次長の原口でございます。 高速道対策局長の廣松でございます。

部参事兼管理課長の児玉でございます。

用地対策課長の伊豆でございます。

技術企画課長の桑畑でございます。

工事検査課長の斉藤でございます。

道路建設課長の加行でございます。

道路保全課長の東でございます。

次に、2ページを御覧ください。

河川課長の小牧でございます。

ダム対策監の松山でございます。

砂防課長の行田でございます。

港湾課長の鈴木でございます。

空港・ポートセールス対策監の大浦でござい ます。

都市計画課長の梅下でございます。

美しい宮崎づくり推進室長の黒木でございま す。

建築住宅課長の金子でございます。

次に、3ページを御覧ください。

営繕課長の巢山でございます。

設備室長の日髙でございます。

高速道対策局次長の伊福でございます。

また、出先機関の幹部職員につきましては、 3ページの中段以降を御覧ください。

以上で、県土整備部幹部職員の紹介を終わり ます。

次に、県土整備部の所管業務等につきまして 御説明いたします。

まず、組織についてでありますが、委員会資料の5ページの県土整備部行政組織表を御覧ください。

本庁が1局12課2課内室、出先機関が14事務 所の体制で、県土整備行政の推進に取り組んで まいります。

昨年度からの変更箇所を申し上げますと、組 織表の上段に記載しております、技術企画課の 枠で囲んである部分を御覧ください。

これまで管理課に設置しておりました入札制 度担当を技術企画課の技術評価担当と統合し、 新たに技術企画課に入札・技術評価担当を設置 しております。

次に、組織表の中ほどでありますが、都市計 画課の枠で囲んである部分を御覧ください。

これまで美しい宮崎づくり推進室に設置しておりました下水道担当を管理担当と統合し、管理・下水道担当に、また、街路担当とまちづくり推進担当を統合し、街路・まちづくり担当に再編したところでございます。

なお、県土整備部各課・局の分掌事務につきましては、資料の6ページから8ページにかけて記載しております。

これらにつきましては、後ほど御覧いただきたいと存じます。

次に、県土整備部の令和3年度当初予算について御説明いたします。

資料の9ページをお開きください。

令和3年度県土整備部当初予算等の概要でご ざいます。

令和3年度当初予算額は黄色で表示しておりますが、下から5行目の一般会計が714億円余、下から2行目の特別会計が20億円余、一番下の部予算合計で734億円余となりまして、令和2年度当初予算、一番左の①の欄でございますけれども、そこと比較しますと約2割減であります。

これは国土強靭化の予算を令和2年度は当初 予算で計上しておりましたが、新たな5か年加 速化対策においては、初年度分が国の令和2年 度第3次補正予算で措置されたことに伴い、県 は令和2年度の2月補正で計上しているためで あります。

なお、青色の欄には令和2年度2月補正の国 土強靭化分を、またピンク色の欄には国土強靭 化分と令和3年度当初予算を合算したものを表 示しており、このピンク色の欄と令和2年度当 初予算と対比しますと、9.4%の増となっており ます。

続きまして、資料の16ページをお開きください。

当初予算にかかる事業について、県土整備部の主な事業を宮崎県総合計画アクションプランにおけるプログラム別に整理したものでございます。

また、資料の18ページ以降に、令和3年度の 主な事業につきまして、建設産業のスマート・ デジタル化推進事業などの概要を添付しており ますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

最後に、その他報告事項でございますが、宮 崎県新広域道路交通計画(素案)ほか1件につ いて、担当課長から説明させます。

私からは以上でございます。

**〇加行道路建設課長** 委員会資料の27ページを お開きください。

宮崎県新広域道路交通計画(素案)について でございます。

まず、1の計画策定の背景ですが、平成30年 3月に道路法が改正され、平常時・災害時を問 わない安定的な輸送を確保するため、国が物流 上重要な道路輸送網につきまして、重要物流道 路として指定する制度が創設されました。

今後は国土強靭化などの新たな社会・経済の 要請を見据えながら、中長期的な観点から各地 方整備局において新広域道路交通計画が策定さ れ、計画に位置づけられた広域道路の中から、 重要物流道路の追加指定が行われることとなっております。

今回報告いたします宮崎県新広域道路交通計画(素案)は、このような全国的な取組の中で、 九州地方整備局が策定する九州ブロックの新広域道路交通計画の一環として策定するものであります。

次に、2のこれまでの取組ですが、平成30年 8月に計画検討に着手し、これまでに3回の宮 崎県幹線道路協議会を開催し、有識者の意見も 伺いながら今回、計画素案を作成したところで あります。

今後は、3の今後のスケジュールにありますように、5月にパブリックコメントを実施し、その意見を反映した最終の案を6月の幹線道路協議会に諮り、計画策定することとしております。その後、6月議会の常任委員会で御報告させていただきたいと考えております。

それでは、4の計画(素案)の概要について 説明させていただきます。

次の28ページを御覧ください。

まず、国のほうから示されております、新たな広域道路交通計画の内容について御説明いた します。

一番上の囲みですが、都道府県や地方ブロックにおいて、おおむね20年から30年間の中長期的な観点から、ビジョン及び計画を策定することとされており、平常時・災害時を問わない物流・人流の確保・活性化を図るために、(1)の広域道路ネットワーク計画、(2)の交通・防災拠点計画、(3)のICT交通マネジメント計画について、検討することとされております。

次に、計画内容について御説明いたします。

(1) 広域道路ネットワーク計画につきましては、九州の一体的な発展に向けた広域的活動

の連携を支援する道づくりや、防災・減災、国 土強靭化に向けた道づくりを基本方針とし、必 要路線の検討を行っております。

②に、広域道路の要件を示しております。

右のほうに広域道路のイメージを三角形で示しておりますが、広域道路は、高速道路や地域高規格道路などの高規格道路と、直轄国道などの一般広域道路に分けられます。

まず、1つ目の四角のポツ、高規格道路につきましては、県内や他県の主要都市を連絡する道路や、主要都市内の高速インターチェンジへアクセスする道路や環状道路などとされております。サービス速度がおおむね60キロ以上となっております。

2つ目の四角のポツ、一般広域道路につきましては、広域交通の拠点となる都市を効率的・効果的に連絡する道路、広域道路と空港や重要港湾を連絡する道路とされておりまして、サービス速度がおおむね40キロ以上となっております。

3つ目の四角のポツ、構想路線につきましては、将来的には広域道路として必要と考えておりますが、現時点では他県との調整が整っていないなど、今後、熟度を高める必要がある道路を位置づけることとなっております。

③の新たな広域道路ネットワークですが、基本方針や広域道路の要件に基づき、高規格道路6路線、一般広域道路7路線、構想路線6路線、計19路線を新たな広域道路ネットワークとして位置づけたいと考えております。

ここで、次の29ページを御覧ください。

これが先ほどの19路線を地図に落とし込んだ、 広域道路ネットワーク図であります。

赤色の線が高規格道路でありまして、高速道 路であります東九州道、九州中央道、宮崎道と、 地域高規格道路であります宮崎東環状道路、延 岡インターアクセス道路、都城志布志道路を選 定しております。

また、緑色の線が一般広域道路でありまして、 沿岸部を南北に結ぶ道路として、国が管理する 国道10号や国道220号のほか、九州の主要な都市 間を東西に結ぶ道路として国道218号や国道219 号、重要港湾にアクセスする道路として国道222 号などを選定しております。

グレーの丸印で表示しております構想路線に つきましては、大分県や熊本県の阿蘇から小林 インターチェンジに至る九州の中央部を南北に 結ぶ中九州縦貫道路など、6路線を位置づけた ところであります。

ここで、前の28ページに戻っていただきまして、計画素案の概要を御覧ください。

下の囲みの(2)交通・防災拠点計画ですが、 左下の写真に載せておりますグリーンスローモ ビリティのさらなる普及など、交通結節点を拠 点とした各交通機関の連携強化や、右下に示し ております道の駅都城など、道の駅における防 災機能などの強化を進めてまいりたいと考えて おります。

最後に、その右の囲みの(3) ICT交通マネジメント計画ですが、ETC2.0を活用した渋滞情報や駐車場案内などの交通情報提供の充実や、客貨混載輸送のさらなる発展などを進めてまいりたいと考えております。

本日は概要版により説明させていただきましたが、別冊でパブコメ用の計画素案をお配りしております。

道路建設課につきましては以上でございます。

○鈴木港湾課長 港湾課でございます。

委員会資料の30ページをお開きください。 細島港港湾計画の一部変更について御報告さ せていただきます。

まず、1の計画の目的・背景であります。

港湾計画とは、港湾法に基づく法定計画で、 港湾の開発、利用及び保全に関する事項を定め るものであります。

本県の重要港湾3港におきましても、10年から15年先を目標年次として、港湾施設の規模や配置等を定めております。

また、港湾計画は、社会的な情勢の変化等により、計画内容を変更できるとこととなっておりまして、昨年、細島港に就航するRORO船が大型化されるなど、さらなるモーダルシフトの促進に対応していくため、今回、工業港地区において新たな公共埠頭計画等を追加するものであります。

次に、2の主な変更でありますが、次の31ページの図面を御覧ください。

図面左上に、細島港全体を表す港湾計画図を 示しております。赤丸で囲っております箇所が、 今回の一部変更した箇所になります。

下のほうが工業港地区を拡大した図面ですが、 追加した施設を矢印で引き出しておりますが、 船舶が着岸する岸壁はRORO船用の岸壁が① と②で2か所、タグボート用の岸壁が③で1か 所、新たに追加いたします。

また、今回の岸壁計画と併せて、④の埠頭用 地4.3~クタールと、⑤の臨港道路1~クタール を追加し、船舶の大型化や貨物の増加、交通の 円滑化に対応するものであります。

右上に、海側から見た完成後のイメージを示しております。赤い部分が今回の計画で追加した箇所になります。

以上が計画の変更内容になります。

30ページにお戻りいただきまして、3の港湾計画変更の手続であります。

2月と3月にそれぞれ県及び国の審議会に諮問し、原案どおりの答申をいただいたところであり、4月30日に公示する予定であります。

最後に、4のその他であります。

今回の計画変更は、RORO船の大型化が既に進んでいるなど、必要性の高いものと考えておりますことから、国とも連携しながら早期事業化に取り組んでまいります。

説明は以上であります。

〇日高委員長 執行部の説明が終わりました。

委員の皆様から質疑はございませんでしょう か。よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇日高委員長** それでは、以上をもって県土整備部を終わります。

執行部の皆様、お疲れ様でした。ありがとう ございました。

暫時休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時47分再開

**〇日髙委員長** 委員会を再開いたします。

4月16日に行われました委員長会議の内容に ついて御報告をいたします。

委員長議において、お手元に配付の委員長会 議確認事項のとおり、委員会運営に当たっての 留意事項等を確認いたしました。

時間の都合もありますので、主な事項につい てのみ御説明をさせていただきます。

まず、1ページをお開きください。

(5)の閉会中の常任委員会についてであります。定例会と定例会の間に原則として1回以上開催し、また必要がある場合には適宜、委員会を開催するという内容であります。

次に、2ページをお開きください。

- (7)の執行部への資料要求につきましては、 委員から要求があった場合、委員長が委員会に 諮った後、委員長から要求するという内容です。
- (8)の常任委員長報告の修正申入れ及び署名についてであります。本会議で報告する委員長報告について、委員会でその内容を委員長一任と決定した場合、各委員が修正等の申入れを行う場合は委員長へ直接行うこと、報告の署名は委員長のみが行うこととするものであります。
- (9)のマスコミ取材についてであります。 取材は、原則として採決等委員協議を含めて記 者席で行わせるという内容でありまして、委員 会は採決等も含め、原則、公開となっておりま す。

次に、3ページをお開きください。

(12) の調査等につきましては、ア、県内調査、イ、県外調査、ウ、国等への陳情と分かれております。

アの県内調査についてでありますが、4点ご ざいます。

1点目は、県民との意見交換を活発に行うため、常任委員会の県内調査において県民との意見交換会を積極的に行うというものです。

2点目は、調査中の陳情・要望等については、 委員会は内部審査機関であり、対外的な権限を 持つものではないため、後日、回答する旨等の 約束はしないということであります。

3点目は、委員会による調査でありますので、 単独行動による発着はできる限り避けるという ものであります。

4点目でありますが、調査先は、原則として 県内の状況把握を目的に選定されるものですが、 県内での調査先の選定が困難であり、かつ県政 の重要課題に関して特に必要がある場合には、 日程及び予算の範囲内で隣県を調査できるとい うものであります。

4ページをお開きください。

(15) の委員会室におけるパソコン等の使用 についてですが、詳細は10ページにありますの で、後ほど御確認ください。

その他の事項につきましても、目を通してい ただきたいと思います。

皆様には、確認事項等に基づき、委員会の運 営が円滑に進むよう御協力をお願いいたします。

確認事項について、何か御質問・御意見はありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇日高委員長 次に、今年度、委員会調査など 活動計画案については、お手元に配付の資料の とおりであります。活動計画(案)にあります とおり、県内調査を5月に、県外調査を10月に 実施する予定であります。

初めに、県内調査についてでありますが、県 北調査、県南調査それぞれ行程案を事前に作成 しましたので、御覧ください。

加えて、お手元に資料として、過去5年分の 商工建設常任委員会の調査実施状況と県内調査 の調査先候補の概要も配付しております。

新型コロナ感染状況等により、行程の変更や延期、場合によっては中止も考えられるところでございますが、県内調査につきまして、委員の皆様に御意見を伺いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩

午前11時52分再開

○日髙委員長 それでは、委員会を再開いたします。

次に、10月に予定されております県外調査に つきまして、御意見・御要望等がありましたら、 この場でお伺いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩

午前11時53分再開

**〇日高委員長** それでは、委員会を再開いたします。

県内調査及び県外調査の日程、調査先等につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇日高委員長** それでは、そのようにさせてい ただきます。

その他、何かありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇日高委員長** ほかに何もないようでしたら、 本日の委員会を終了したいと思いますが、よろ しいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○日髙委員長 それでは、以上を持って本日の 委員会を終わります。

午前11時53分閉会

## 署名

商工建設常任委員会委員長 日 髙 陽 一